

2025.2.1



〒500-8163
岐阜市鶴舞町2-6-7
TEL(058)240-6605
FAX(058)240-6571
http://www.jtuc-rengo.jp/gifu/

日本労働組合総連合会岐阜県連合会

春闘特集号

連合岐阜

発行人/筒井和浩 編集人/森川昌也

2025 春季生活闘争

スローガン

みんなでつくりよう!賃上げがあたりまえの社会
みんなでつくりよう!働く仲間の労働組合



(写真:連合岐阜2024春季生活闘争総決起集会)

2025春季生活闘争 回答ゾーン

要求提出	2月末日まで
先行組合回答ゾーン	3月10日(月)~14日(金)
【ヤマ場	3月11日(火)~13日(木)】
3月内決着回答ゾーン	3月15日(土)~31日(月)

連合岐阜2025春季生活闘争総決起集会

とき 2025年3月7日(金)
18:30~(受付 18:00~)
※集会終了後、アピール行進を予定

ところ JR岐阜駅北口「信長ゆめ広場」

「3・8国際女性デー」アピール行動
同日開催 18:00~
(信長ゆめ広場 デッキ付近)



連合2025春季生活闘争関連ページ 詳しくはこちら





2025春季生活闘争のポイント

ポイント① みんなでつくろう

1. みんなの賃上げでみんなの生活を向上させ、新たなステージを定着させよう

- 賃上げを中心とした「人への投資」を起点とした好循環の実現。そのカギは、賃上げと適切な価格転嫁・適正取引のすそ野を広げること。
- 「賃金も物価も上がらない」というノルム(社会的規範)を変える。
- 産業・企業の将来展望を話し合い、未来に向けた労働条件決定を。

2. 「働くことを軸とする安心社会」に向け、格差是正と分配構造の転換に取り組もう

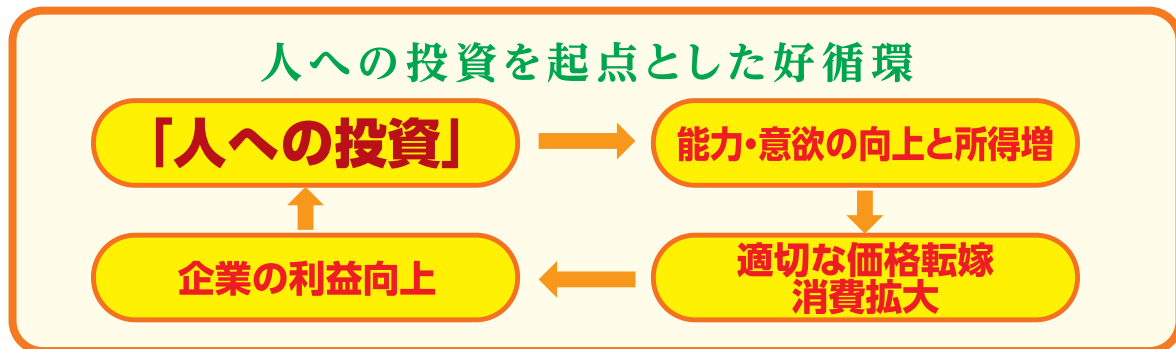
- 成長しても労働側へ適切に分配されなかった30年。格差の拡大と貧困層の増加。これまでの流れを変え、分厚い中間層の復活と働く貧困層の解消をめざす。
- 企業間でも、公正取引や適切な価格転嫁によって付加価値の分配構造を変えていく。

3. 「みんなの春闘※1」で労働組合に集う仲間を増やし、集团的労使関係を広げよう

- 労働組合だからこそ、労使対等の立場で労働条件などの交渉ができる。労働組合の有無によって約1%の差がある。
- 春季生活闘争を通じ労働組合の存在意義をアピールし、集团的労使関係を社会に広げていく。

※1 連合の正式な用語は「春季生活闘争」であるが、短くなじみやすい表現のために「春闘」を用いる場合がある。

「人への投資」をさらに加速して新たなステージの定着を



ポイント② 賃上げがあたりまえの社会を

「賃金も物価も上がらない」ノルムを変えよう

- 5%以上の賃上げのすそ野を広げ新たなサイクルへの移行をめざそう

適切な価格転嫁を進め、良いものには相応の値段がつくことを認め合おう

- 中小の賃上げを実現するためには価格転嫁が必要である
- あらゆる分野で賃金が上がり物価もみんなが認め合うことで、経済を回して成長の好循環につなげよう



2025春季生活闘争の取り組み内容(抜粋)

賃金要求

「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みの考え方

	目的	要求の考え方
底上げ	産業相場や地域相場を引き上げていく	定昇相当分+賃上げ分 (→地域別最低賃金に波及)
格差是正	企業規模間、雇用形態間、男女間の格差を是正する	・社会横断的な水準を額で示し、その水準への到達をめざす ・男女間については、職場実態を把握し、改善に努める
底支え	産業相場を下支えする	企業内最低賃金協定の締結、水準の引き上げ (→特定最低賃金に波及)

2025春季生活闘争 賃金要求指標パッケージ

底上げ	<p>経済社会の新たなステージを定着させるべく、全力で賃上げに取り組み、社会全体への波及をめざす。すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、全体の賃上げ目安は、賃上げ分3%以上、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め5%以上とし、その実現をめざす。 中小労組などは格差是正分を積極的に要求する。</p>	
格差是正	規模間格差是正	雇用形態間格差是正
	<p>到達目標水準 (中位数)</p> <p>35歳：303,000円 30歳：279,000円</p> <p>最低到達水準 (第1四分位)</p> <p>35歳：252,000円 30歳：238,000円</p>	<p>・有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げていくため、フルタイム労働者と同等に能力の高まりに応じた処遇の実現に取り組む。賃上げ・昇給等により、経験5年相当で時給1,400円以上をめざす。</p>
底支え	<p>・企業内のすべての労働者を対象に協定を締結する。 ・締結水準は、生活を賄う観点と初職に就く際の観点を重視し、時給1,250円以上をめざす。</p>	

●中小組合の取り組み(企業規模間格差是正)

賃金カーブ維持相当分(1年・1歳間差)を確保した上で、自組合と社会横断的水準を確保するための指標を比較し、水準到達に必要な額を加えた総額で賃上げを求める。賃金改善原資の配分等にも積極的に関与する。賃金実態が把握できないなどの場合は、賃金要求指標パッケージの目標値に格差是正分1%以上を加えた18,000円以上・6%以上を目安とする。

●雇用形態間格差是正の取り組み

有期・短時間・契約等で働く者の労働諸条件の向上と均等待遇・均衡待遇確保の観点から、企業内のすべての労働者を対象とした企業内最低賃金協定の締結をめざす。締結水準については、時給1,250円以上をめざす。

●男女間賃金格差および生活関連手当支給基準の是正

女性活躍推進法の省令改正(2022年)により、指針では「男女の賃金の差異」の把握の重要性が明記されている。企業規模にかかわらず男女別の賃金実態の把握と分析を行うとともに、問題点の改善と格差是正に取り組む。

「すべての労働者の立場に立った働き方」の改善(抜すい)

「豊かな生活時間の確保」と「あるべき労働時間の実現」の取り組み

連合「働くことを軸とする安心社会」

豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現に向けて(めざす姿)



ジェンダー平等・多様性の推進

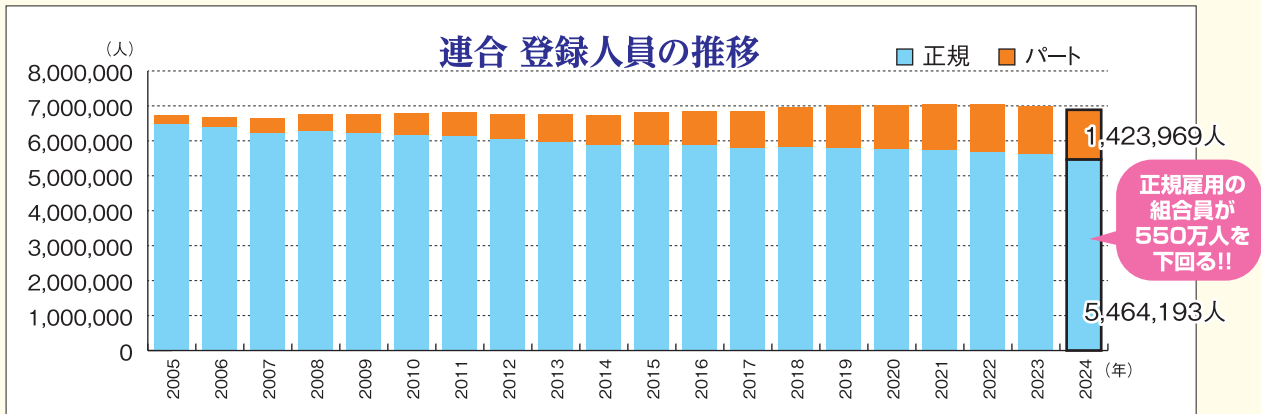
- 女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動
- あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み
- 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備

改正育児・介護休業法(2025年4月から順次施行)の周知徹底・点検活動など。

春季生活闘争を通じた、集团的労使関係の強化・構築と組織拡大の取り組み

- 組合員の減少に歯止めをかけ、組織拡大に転じる取り組みの強化

- ・労働組合の存在意義の組織内外への周知。
- ・過半数要件・運用の確認、「労働協約」の組合員の範囲の確認・交渉。
- ・非組合員の組織化、非正規雇用の正社員化・組織化、定年再雇用者等の組織化。



取引の適正化と適正な価格転嫁のさらなる強化を

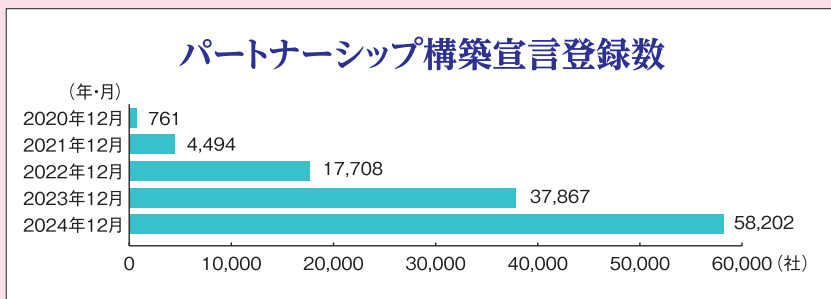
2025春季生活闘争では、持続的な賃上げと価格是正を実現するための基盤整備の一つとして、引き続き、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、適切な価格転嫁・適正取引を掲げ、取り組みを強化する。

なお、連合岐阜は、昨年3月29日、岐阜県、岐阜労働局など政労使23機関・団体とで「適正な価格転嫁の推進に向けた協定」を締結した。協定の責任ある履行に向けて、県内において相互の連携および協力のもと取り組みを促進しなければならない。



● 「パートナーシップ構築宣言※2」登録およびその実施

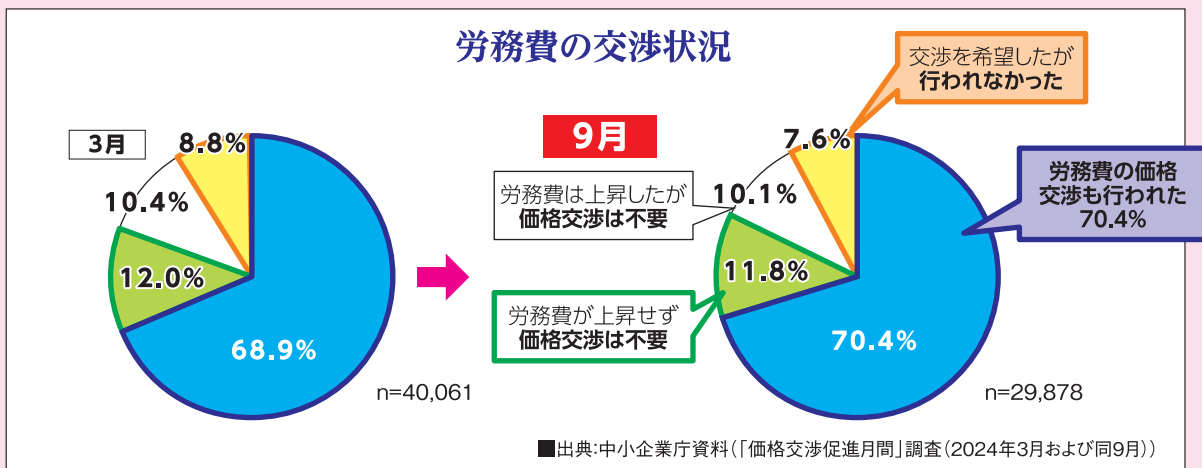
登録数 全国58,202社 うち岐阜県内1,039社 (2024年12月末現在)



※2 2020年、経産省・連合・経団連など政労使（未来を拓くパートナーシップ構築推進会議）により提唱され、サプライチェーン全体が連携し共存共栄をはかるため、取引慣行の遵守などを宣言する取り組み。

● 発注者・受注者は定期的に協議し、労務費上昇分の転嫁など適切な価格交渉を。

参照:「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(2023年11月政府指針)



下請法改正に向け議論 (2025年改正審議見込み)

発注者からの不正な買いたたきなどを防ぐなど、サプライチェーン全体での適切な商取引を促し、中小企業の賃上げを後押しへ。上下関係を思わせる「下請」との名称も見直し、差別意識の払しょくを図る。

(見込まれる主な改正点)

- ・費用の変動等が生じた場合において、下請事業者からの価格協議の申し出に応じないなどの行為を規制へ。
- ・法適用逃れを防ぐため、適用基準に従来の親事業者・下請事業者の資本金に加え新たに従業員数を盛り込む。
- ・荷主と運送事業者による取引も対象へ。
- ・約束手形による支払いも見直しへ。



取引の適正化や
価格転嫁に向けて
ポイントを点検してみよう!

2025春季生活闘争 取引適正化・価格転嫁に関するチェックリスト



OKなら
チェック!!

すべてチェック☑をつけることができるか確認しましょう!

			労働組合	事業主
宣言	① パートナーシップ構築宣言を実施済である。	受 済	—	<input type="checkbox"/>
	② 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の内容を理解しており、関係部署や調達部門などに周知徹底している。	受 済	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
価格交渉	③ 価格交渉促進月間（3月・9月）を知っている。	受 済	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 直近1年間で、取引先との価格交渉を実施した。	受 済	—	<input type="checkbox"/>
	⑤ 価格転嫁すべき費用の目安額を把握し、次の価格交渉の準備ができている。	受 済	—	<input type="checkbox"/>
	⑥ 価格交渉および価格転嫁の実施状況について、業種別ランキングにより所属する業種・業界の立ち位置を把握している。	受 済	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
行動計画	⑦ （所属する業種・業界に）「業種別ガイドライン」があり、その内容を理解している。	受 済	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧ （所属する業種・業界に）「自主行動計画」があり、その内容を理解している。	受 済	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
重点課題	⑨ しわ寄せ防止総合対策として、働き方を阻害する不当な行為（無理な発注、買いたたきなど）をしないよう、関係部門や調達部門などに周知徹底している。	済	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
公表資料	⑩ （中小企業庁）価格交渉・価格転嫁の評価を記載した実名リストについて、その内容を理解し、労使で点検している。	済	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑪ （公正取引委員会）価格転嫁円滑化に関する特別調査の結果を踏まえた事業者名の公表について、その内容を理解し、労使で点検している。	済	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
協労使	⑫ 経営協議会や労使協議会などで、会社・事業所の対応状況を点検している。	受 済	<input type="checkbox"/>	—

受: 受注者 済: 発注者

【あれ?おかしいな?と思ったら...】 公的機関の相談窓口もあるよ
 下請かけこみ寺 (中小企業庁委託事業) TEL 0120-418-618
 よろず支援拠点全国本部 (独) 中小企業基盤整備機構 TEL 03-5470-1581



変わります

概 要	関係法令	施 行
・子の看護休暇の見直し、残業免除の対象拡大 など ・介護休暇の要件緩和 など	育児・介護休業法	2025年4月 より段階施行
・65歳までの希望者全員の雇用確保へ （高年齢者雇用確保経過措置の終了） など	高年齢者雇用安定法	2025年4月
・法定雇用除外率の引き下げ	障害者雇用促進法	2025年4月